

令和 7 年度北海道地方最低賃金審議会
第 3 回北海道処理牛乳・乳飲料、乳製品、砂糖・でんぷん糖類製造業
最低賃金専門部会議事要旨

1 日 時 令和 7 年 10 月 2 日（木） 14：20～17：50

2 場 所 札幌第一合同庁舎 北海道労働局 7 階会議室

3 出席者 公益代表委員 3 名
労働者代表委員 3 名
使用者代表委員 3 名
事務局 4 名

4 議題

- (1) 北海道処理牛乳・乳飲料、乳製品、砂糖・でんぷん糖類製造業最低賃金の改正審議について
- (2) その他

5 議事要旨

- (1) 北海道処理牛乳・乳飲料、乳製品、砂糖・でんぷん糖類製造業最低賃金の改正審議について
 - ① 労働者代表から、前回同様 135 円引上げの 1,183 円の金額提示があった。
 - ② 使用者代表から、63 円引上げの 1,111 円の高額提示と令和 7 年 12 月 1 日発効を目指すとの発言があった。
 - ③ 労使協議が実施され、労働者代表から 72 円引上げの 1,120 円の高額提示があった。
 - ④ 労働者代表の高額提示を受け、使用者代表の打合せが行われ、使用者代表から 64 円引上げの 1,112 円の高額提示が行われた。
 - ⑤ 労働者代表が打合せを行い、71 円引上げの 1,119 円の高額提示となった。
 - ⑥ 労働者代表の打合せが行われた後、再度、労使協議が行われた。
 - ⑦ 協議の結果、労働者代表から、65 円引上げの 1,113 円の高額提示があり、使用者代表から合意するとの発言があった。
 - ⑧ 全会一致で 65 円引上げの 1,113 円、発効日については令和 7 年 12 月 1 日（指定日発効）で結審となった。
 - ⑨ 北海道地方最低賃金審議会長への報告書及び最低賃金審議会令第 6 条第 5 項の適用により北海道労働局長への答申文が決議され、答申が行われた。
 - ⑩ その後、事務局より発効までの事務手続について説明があった。
- (2) その他
 - 特に意見なく閉会となった。